

16 商店街活性化のための支援の充実について

本市には、総曲輪、中央通り、西町を核とする中心商店街のほか、旧町村の中心部及び主要な道路沿いなどに商店街が存在し、それぞれの地域特性を活かした個性的で賑わいのある地域づくりへの取り組みが行われています。しかしながら、近年、高齢化や後継者不足による空き店舗の増加など、商店街を取り巻く環境が変化しているなかにあつて、商店街は地域住民のニーズに合わせた品揃えや接客サービスの向上だけではなく、防犯・防災や子育て世代及び高齢者へのサポートなど、地域コミュニティの拠点としての公共的機能も期待されています。

つきましては、地域コミュニティを支える存在である商店街の活性化を図るため、各支援制度における助成率及び上限額の拡充、申請要件の緩和などについて、格段の配慮をお願いします。

○国・県のハード事業に対する補助金の概要（平成 28 年 4 月 1 日現在）

項目	国	県
補助金名	地域・まちなか 商業活性化支援事業 (地域商業自立促進事業)	がんばる商店街支援事業
補助対象者	①商店街組織 ②商店街組織と民間事業者の 連携体	①商店街の組合 ②商工会議所、商工会 ③NPO 法人等
補助率	3 分の 2 以内	県 1/4、市 1/4、事業者 2/4
補助上限額	①調査分析事業 500 万円 ②整備事業 2 億円 ※②を実施するためには①の実 施が必須条件。また、単なる既 存施設の改修などは不可。	250 万円

○過去に経済産業省（中小企業庁）で創設された補助金の概要

補助金名	平成 25 年度補正 商店街まちづくり事業 (まちづくり補助金＝ハード)	平成 25 年度補正 地域商店街活性化事業 (にぎわい補助金＝ソフト)
補助対象者	①法人格を持った商店街組織 ②任意の商店街組織 ③上記に類する組織 (問屋街、共同店舗、テナントビル、市場など)	①法人格を持った商店街組織 ②任意の商店街組織 ③上記に類する組織 (問屋街、共同店舗、テナントビル、市場など)
補助率	3 分の 2 以内	100%
補助上限額	1 億 5 千万円	400 万円